

令和 7 年 5 月 9 日

プロポーザル実施要領等に関する質問回答書

業務名：蒲郡市下水道浄化センター等包括管理業務委託

番号	質問項目	質問事項	回答事項
1	プロポーザル実施要領 P.1 第 2-2 (1) イ ポンプ場	城山ポンプ場（児童遊び場含む）とあります。児童遊び場は、下水道事業が管理する施設であり、受託者との窓口（修繕業務に係る 内容、地元住民対応等 は、すべて貴市下水道事業との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	プロポーザル実施要領 P.10 第 10-2 契約保証金	実施要領 P.2 第 4-7 に示された履行実績を有する場合、蒲郡市契約規則第 26 条により、契約保証金は免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	別紙 2 1 管理運営業務 (6)	「受託者」ではなく、「委託者」の間違えではないでしょうか。 ご確認ください。	ご指摘のとおり、「発注者」の誤りです。
4	別紙 2 3 本件施設の保守管理業務 (1) 保守管理業務 ア	建築物の保守点検は、巡回時の外観目視点検によるものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

5	プロポーザル実施要領 P.6 第7-3 提案書の書式 (3)	提案書の製本の方法は任意でよろしいでしょうか。弊社は、リングファイルで各様式別にインデックスで仕切る方法を想定しています。	方法は任意ですので、ご提示いただいた方法で結構です。
6	プロポーザル実施要領 P.7 第7-5 (1) 実施要領等の承諾	「参加者は提案書の提出をもって、実施要領等及び追加資料の記載内容を承諾したものと見なす。」とあります。追加資料とは、本件プロポーザルにおいて追加された開示資料を指す認識でよろしいでしょうか。	追加資料とは、別紙、図面、質問事項に対する回答を含みます。 そのほか、本件プロポーザルにおいて、資料等を追加開示した場合は、これも含むものとします。
7	プロポーザル実施要領 P.7第 7-5 (4) 提案書等の著作権の取り扱い イ、ウ	複製または第三者に開示する場合は、あらかじめ受託者に確認を取っていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	提案書は、市に提出された時点で、公文書となります。第三者から、情報公開請求があった場合には、蒲郡市情報公開条例の規定に基づき、公開、部分公開、非公開などを判断のうえ、対応することになります。
8	プロポーザル実施要領 P.9 第9-2 (1)) 実施方法	「追加資料の配布は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。」とあります。弊社は、提案書と同一の図案や写真を用いてプレゼンテーション資料をパワーポイントで作成し、スクリーンに投影する方法で、提案内容について説明することを	提案書と同一の図案や写真であれば、パワーポイントの利用を許可します。 延長コードを含めて、必要な資材は各提案者が準備してください。

		想定しています。この方法をお認めいただけますでしょうか。また、お認めいただいた場合、投影機材（プロジェクター、スクリーン等）は参加者が準備するとの認識でよろしいでしょうか。	
9	第 17 号様式 参考見積価格と積算 根拠	第 17 号様式で 参考見積価格と積算根拠の様式をお示し頂いております。そのうち、注釈に示された 各項目の内訳について、その考え方及び積算根拠を明確にすることを条件とし、自由書式にて作成することをお認めいただけないでしょうか。 ＊日本下水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領に示された内訳書に準じた書式にて作成することを想定しています。	日本下水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領に示された内訳書に準じた書式で、第 17 号様式の項目を満たすことができるのであれば、許可します。